

先物・オプションマーケット

業種別株価指数先物・オプション取引の導入について

1 導入経緯について

大阪証券取引所(以下「大証」という。)は、1987年に日本ではじめて株式先物取引「株先50」を導入して以来、「日経平均株価先物・オプション取引」、「日経株価指数300先物・オプション取引」及び「株券オプション取引」を上場しデリバティブ商品の充実に努めてきた。

これらのデリバティブ商品は、それぞれの商品特性に応じリスクヘッジ手段、資産運用手段としての役割を果たしてきた。しかしながら、今日のように産業間・企業間で優勝劣敗が進み、業種間動向の格差が拡大している局面では、よりきめ細かいヘッジやポジション調整が必要となっており、業種別株価指数等を対象とした新たな先物・オプション取引が不可欠となっている。金融先進国である米国を見ても、1983年に業種別株価指数オプション取引が導入されており、リスクヘッジのツールとして浸透している。

以上のことから、大証はより多くの投資家ニーズを満たすため、この度先物・オプション取引の対象として業種別の株価指数を開発し、本年3月16日よりリアル・タイムで算出・公表することとした。

2 指数の種類について

大証が当初算出・公表する業種別指数は、「ハイテク指数」、「フィナンシャル指数」、「コンシューマー指数」の3種類である。

ハイテク指数は、成長性がある国際的知名度の高い企業から成る業種の指数であり、電気機器と精密機器と複合することにより投資家のポートフォリオに応えるとともに業種特性を顕らかにしている。

フィナンシャル指数は、都市銀行を中心とする銀行業指数で機関投資家等の保有する現物株ポジションのヘッジニーズに応えた指数である。

コンシューマー指数は、最終消費関連業種の指数で小売業とサービス業を複合する将来の成長業種の指数であると期待されている。

このように大証の業種別株価指数は、業種を複合した指数とすることにより投資家のポートフォリオに対応した使いやすい指数としたところに特徴がある。

これらの業種別指数は、次の条件の多くを満たしており、ポジション調整ニーズが強い等デリバティブの対象として魅力的である。また、指数構成銘柄の選定にあたってはアメリカのノーアクションレターが発給条件をクリアすることを前提に考えている。

・ パフォーマンスが日経225等の総合指数と大きく乖

離している。

- ・ 業種全体の時価総額が大きい。
- ・ ボラティリティーが高い。
- ・ マーケットでの注目度が高い。

3 業種別指数の設計について

業種別指数の概要は資料1のとおりであるが、指数の設計に際しては、①指標性、②透明性、③利便性を重視している。

指標性という点では、時価総額においてマーケットシェアの大きい銘柄で指数を構成することで、業種の動向を的確にとらえるようにした。さらに、構成銘柄を適度に見直し入れ替えることで、指数の連続性を維持したまま最新のトレンドを追求できるようにしている。

透明性という点では、各指数毎に時価総額の大きい銘柄順に選定し、指数を算出する等銘柄選定基準を明確にすることにより恣意性を排除しシンプルで分かりやすい仕組みにしている。

利便性という点では、指数の構成銘柄に時価総額の小さい品薄株が入っていないため、マーケットインパクトが小さくポートフォリオが組みやすい等使いやすくなっている。

4 取引制度について

業種別指数先物・オプション取引は、既存の日経225先物・オプション取引や日経300先物・オプション取引と比べると、その対象指数が異なるだけで基本的な役割や仕組みは同じであるため、主な相違点について触れることとし、詳しくは、資料2「業種別株価指数先物取引制度要綱」、資料3「業種別株価指数オプション取引制度要綱」をご覧ください。

(1) 先物取引

業種別指数先物取引の制度は、基本的に日経225先物取引と同様であるが、主な違いを挙げれば、よりきめ細かい取引を可能にするため呼値の単位が5円となっている点である(日経225は10円)。

また、1単位の取引金額は日経225先物取引と同様に1,000倍とする。本年2月末時点の各指数値を例に挙げれば、ハイテク指数18,867円23銭、フィナンシャル指数8,678円01銭、コンシューマー指数26,511円09銭であることから、それぞれの1,000倍にあたる金額ハイテク指数1,900万円、フィナンシャル指数900万円、コンシューマー指数2,700万円程度である。

(2) オプション取引

① 限月取引

オプション取引の限月設定については、取引実績の高い直近限月と決算期前におけるヘッジニーズが高い3、6、9、12月を効率的にカバーすることができる「直近2限月+3、6、9、12限月のうちから直近2限月」(株券オプション取引方式)とする。

② 権利行使価格

- ・ 3, 6, 9, 12月は1,000円刻み, それ以外の月は500円刻みとする。

ただし, 3, 6, 9, 12月も取引期間が3か月以上になると500円刻みを追加する。3, 6, 9, 12月の権利行使価格が1,000円刻みであるのは, 長期物で期間リスクが大きいため, 権利行使価格の刻みを大きく設定し幅広いヘッジを可能にしているためである。

- ・ 新規設定される権利行使価格の本数は, 指数に最も近い権利行使価格を基準に上下2本(合計5本)とする。

(参考)

資料1: 業種別株価指数概要及び構成銘柄一覧

資料2: 業種別株価指数先物取引制度要綱

資料3: 業種別株価指数オプション取引制度要綱

(M.M)

(参考)

資料1

業種別株価指数概要及び構成銘柄一覧

項目	内 容	備 考
I 指数概要		
1 業種の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券コード協議会の業種区分(中分類)を基に, 本所が設定する業種区分とする。 	
2 算出する指数	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイテク指数(電気機器+精密機器) ・ フィナンシャル指数(銀行業) ・ コンシューマー指数(小売業+サービス業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 括弧内は, 証券コード協議会の業種区分(中分類)である。
3 構成銘柄数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各業種別指数の構成銘柄数は以下のとおりとし, 原則, 銘柄数固定方式とする。 ・ ハイテク指数 40銘柄 ・ フィナンシャル指数 25銘柄 ・ コンシューマー指数 40銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバー率(構成銘柄の業種全体に対する時価総額比率)等の状況を勘案し構成銘柄数を変更することがある。
4 構成銘柄の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時価総額の大きい順に選定する。 	
II 指数の計算		
1 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時価総額加重平均方式 	
2 算出基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1985年10月1日を10,000円とする。 	
3 計算頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各立会開始から終了時までの間, 1分ごとに算出 	
4 表 示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小数点以下第2位までの円銭表示(1998年2月末時点) ハイテク指数 18,867円23銭 フィナンシャル指数 8,678円01銭 コンシューマー指数 26,511円09銭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引は整数表示とする。
III 基準時価総額の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成銘柄の入替えや公募等による市況の変動によらない時価総額の増減は, 基準時価総額を修正することにより, 指数への影響を取り除く。 	
IV 選定銘柄の見直しについて		
1 定期的入替え		
(1) 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年10月初に行う。 	
(2) 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月末時点において, 東京証券取引所市場第一部銘柄であること。 ・ 過去3年間の月次平均時価総額(各銘柄の月末時点の時価総額合計÷月数)の大きい順に選定する。 ・ ただし, 東証上場後1年に満たない場合は選定しない。 	
2 臨時的入替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定替え, 業種区分の変更, 上場廃止又は整理ポスト割当て等に該当する場合は, 次点銘柄と入れ替える。 ・ この場合の次点銘柄とは, 直近の定期的入替え時の時価総額を基に選定する。 	

	ハイテク		フィナンシャル		コンシューマー	
	コード	銘柄	コード	銘柄	コード	銘柄
1	6501	日立製作所	8302	日本興業銀行	8028	ファミリーマート
2	6502	東芝	8303	日本長期信用銀行	8175	ベスト電器
3	6503	三菱電機	8304	日本債券信用銀行	8178	マルエツ
4	6504	富士電機	8311	第一勧業銀行	8180	すかいらーく
5	6592	マブチモーター	8314	さくら銀行	8183	セブン-イレブン
6	6645	オムロン	8315	東京三菱銀行	8184	島忠
7	6701	日本電気	8317	富士銀行	8188	ヨークベニマル
8	6702	富士通	8318	住友銀行	8219	青山商事
9	6703	沖電気工業	8319	大和銀行	8227	しまむら
10	6751	日本無線	8320	三和銀行	8231	三越
11	6752	松下電器産業	8321	東海銀行	8232	東急百貨店
12	6753	シャープ	8322	あさひ銀行	8233	高島屋
13	6758	ソニー	8326	福岡銀行	8234	大丸
14	6762	TDK	8331	千葉銀行	8235	松坂屋
15	6764	三洋電機	8332	横浜銀行	8238	伊勢丹
16	6770	アルプス電気	8333	常陽銀行	8242	阪急百貨店
17	6773	パイオニア	8334	群馬銀行	8252	丸井
18	6781	松下通信工業	8355	静岡銀行	8263	ダイエー
19	6782	九州松下電器	8357	北陸銀行	8264	イトーヨーカ堂
20	6783	松下寿電子工業	8359	八十二銀行	8266	イズミヤ
21	6792	日本ビクター	8401	三井信託銀行	8267	ジャスコ
22	6806	ヒロセ電機	8402	三菱信託銀行	8268	西友
23	6810	日立マクセル	8403	住友信託銀行	8269	マイカル
24	6841	横河電機	8404	安田信託銀行	8270	ユニー
25	6857	アドバンテスト	8407	東洋信託銀行	8273	イズミ
26	6861	キーエンス	合計 25銘柄		9401	東京放送
27	6952	カシオ計算機			9404	日本テレビ放送網
28	6953	日本NCR			9602	東宝
29	6954	ファナック			9613	NTTデータ通信
30	6963	ローム			9672	東京都競馬
31	6971	京セラ			9681	東京ドーム
32	6981	村田製作所			9694	日立ソフトウェア
33	6986	双葉電子工業			9706	日本空港ビルデング
34	6988	日東電工			9722	藤田観光
35	6991	松下電工			9735	セコム
36	7731	ニコン			9737	CSK
37	7733	オリンパス光学工			9747	旭通信社
38	7741	HOYA			9752	ナムコ
39	7751	キャノン			9755	応用地質
40	7762	シチズン時計			9762	大和工商リース
		合計 40銘柄				合計 40銘柄

(注) 上記銘柄は、コード順である。

資料 2

業種別株価指数先物取引制度要綱

項 目	内 容	備 考
I 取引の仕組みについて		
1 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の対象は、以下に掲げる株価指数（以下「業種別株価指数」という。）とする。 (1) ハイテク指数（東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により電気機器及び精密機器に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。） (2) フィナンシャル指数（東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により銀行業に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。） (3) コンシューマー指数（東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により小売業及びサービス業に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成銘柄数 ハイテク指数 40銘柄 フィナンシャル指数 25銘柄 コンシューマー指数 40銘柄 ・ 銘柄数については、カバー率（構成銘柄の業種全体に対する時価総額比率）等の状況を勘案し構成銘柄数を変更することがある。
2 限月取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、6月、9月及び12月の各月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）を取引最終日とする5限月取引制（最長1年3か月）とする。 ・ 直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）を新たな限月取引の取引開始日とする。 ・ 各限月取引の最終決済期日は、当該限月取引の取引最終日の翌日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日とする。 	
3 取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別競争取引とする。 	
4 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 立会時間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前立会は午前9時から11時までとし、午後立会は午後0時30分から3時10分までとする（半休日においては、午前9時から11時10分までとする。）。 (2) 立会方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによる取引とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の日経平均株価指数先物取引と同様とする。
5 取引単位、呼値及び値幅制限	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取引単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引単位は、業種別株価指数の数値に1,000円を乗じて得た額を1単位とする。 (2) 呼値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、成行及び指値とする。 ・ 呼値の単位は、5円とする。 (3) 値幅制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、本所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。 ・ 値幅の限度は、基準値段（原則として前日の最終の約定指数）の5%程度を目安とした一定幅とする。 ・ 本所は、必要に応じて、呼値の制限値幅を変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の日経平均株価指数先物取引と同様とする。
6 取引の一時中断措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物価格が基準値段から一定幅を超えて上昇（又は下落）し、かつ、理論価格から一定幅を超えて上方（又は下方）に乖離している場合、15分間取引を一時中断する。 	

項 目	内 容	備 考
7 限月間スプレッド取引	<ul style="list-style-type: none"> 業種別株価指数を取引の対象とする株価指数先物取引において、限月間スプレッド取引を行おうとするときは、限月取引間の値段の差を呼値とする取引を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の株価指数先物取引と同様とする。 業種別株価指数先物取引開始後早急に実施することとする。
8 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> 本所は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 業種別株価指数先物取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等) g 建玉制限 	
II 証拠金について		
1 委託証拠金		
(1) 委託証拠金の所要額	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金の所要額は、限月取引毎に以下のとおり計算した額の合計額以上とする。 X万円×(売り買い差引建玉) 	<ul style="list-style-type: none"> X万円は過去一定期間の先物価格の変動をもとに設定する。 他の株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引と合わせて計算するものとする。
(2) 委託証拠金の差入れ時限	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金は、売付け又は買付けを行った日から起算して3日目の日の正午までに、顧客が正会員等に差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「正会員等」とは、正会員及び先物取引等特別参加者をいう。
(3) 委託証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。ただし、計算上の損失額に相当する委託証拠金は金銭により差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金を有価証券により差し入れる場合の当該有価証券の評価は差し入れる日の前日の終値により行う。
(4) 受入証拠金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 受入証拠金は、先物・オプション取引について顧客から差し入れられた金銭又は有価証券の額に、先物取引における計算上の損益額を加減し、顧客の負担すべき額で正会員等が必要と認める額を差し引いて計算するものとする。 計算上の損益額(計算上の利益額又は計算上の損失額)は、先物取引における相場の変動に基づく利益とその損失の差引額から計算上の利益の払出額を差し引いた損益額(利益額又は損失額)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「先物・オプション取引」とは、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいう。 受入証拠金を計算する際の有価証券の評価は、差し入れる日の前日の終値により行う。 計算上の損益額はすべての建玉について計算する(取引当日から計算開始)。
(5) 委託証拠金の引出しの制限	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、受入証拠金が所要額を上回る場合を除き、顧客から委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出さしてはならないものとする。 	
(6) 計算上の利益の払出し	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、先物取引における相場の変動により顧客に計算上の利益額が生じた場合において、受入証拠金が所要額を上回るときは、その超過額を限度として当該計算上の利益額を顧客の請求に応じ金銭により払い出すことができるものとする。 	
(7) 委託証拠金の追加差入れ	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、顧客の受入証拠金が所要額を下回った場合又は現金不足額が生じた場合には、受入証拠金と所要額との差額又は現金不足額のいずれか大きい額に相当する委託証拠金を、当該差額又は現金不足額が生じた日から起算して3日目の日の正午までに顧客に追加差入れさせるものとする。 	

項 目	内 容	備 考
<p>2 取引証拠金</p> <p>(1) 取引証拠金の所要額</p> <p>(2) 取引証拠金の預託方法</p> <p>(3) 取引証拠金の預託時限</p> <p>(4) 取引証拠金の有価証券による代用</p> <p>(5) 取引証拠金の追加預託</p> <p>III 値洗いについて</p> <p>1 先物取引における値洗い(会員間の値洗い)</p> <p>(1) 値洗い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券により代用することができないものとする。 ・ 現金不足額は、顧客から差し入れられた金銭の額から先物取引における計算上の損失額を差し引いた不足額とする。 ・ 委託証拠金の追加差し入れが必要となっている場合において、国内の他の証券取引所の先物取引・オプション取引において受入証拠金が所要額を上回っている場合又は計算上の利益の払出しが可能である場合には、委託証拠金の不足額と他の先物取引・オプション取引の委託証拠金の余剰額又は計算上の利益の払出し可能額とを通算できるとし、通算後なお追加差し入れが必要なときに限り、通算後の不足額に相当する委託証拠金を追加差し入れさせれば足りるものとする。 ・ 取引証拠金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して計算するものとする。 ・ 自己取引に係る取引証拠金は、限月取引毎に以下のとおり計算した額の合計額以上とする。 X'万円×(売り買い差引建玉) ・ 委託取引に係る取引証拠金は、限月取引毎に以下のとおり計算した合計額以上とする。 X'万円×(各顧客の売り買い差引建玉を売り買い毎に全顧客合計した建玉) ・ 正会員等は、本所の請求に応じて顧客毎の証拠金額を本所に申告するものとする。 ・ 取引証拠金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して預託するものとする。 ・ 委託取引に係る取引証拠金は、顧客が委託証拠金として差し入れた金銭又は代用有価証券そのものを預託するものとする。ただし、顧客の書面による同意を得た場合又は差入日から起算して3日を経過していない場合には、正会員等が保有する金銭又は代用有価証券に差し換えて預託することができる。 ・ 取引証拠金は、売付け又は買付けを行った日から起算して4日目の日の正午(半休日においては、午前11時)までに、本所に預託するものとする。 ・ 取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。 ・ 正会員等は、現に預託されている自己取引に係る取引証拠金又は委託取引に係る取引証拠金がそれぞれの所要額に満たない場合には、当該不足額以上の額を取引証拠金として当該不足額が生じた日から起算して4日目の日の正午(半休日においては午前11時)までに、本所に追加預託しなければならない。 ・ 正会員等の間における先物取引に係る値洗いは毎日行うこととし、正会員等毎に引直差金及び更新差金を本所を通じて授受するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「先物取引」とは、株価指数先物取引及び国債先物取引をいう。 ・ 「オプション取引」とは、株価指数オプション取引、株券オプション取引及び国債先物オプション取引をいう。 ・ 他の株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引に係る取引証拠金と合わせて計算するものとする。 ・ X'万円は、委託証拠金におけるそれと同額とする。 ・ それぞれ株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引について合算して預託するものとする。 ・ 取引証拠金を有価証券により差し入れる場合の当該有価証券の評価は、差し入れる日の前々日の終値により行う。 ・ 有価証券の評価は、計算する日の前々日の終値により行う。

項 目	内 容	備 考
(2) 値洗いに係る差金の授受	<ul style="list-style-type: none"> 値洗いに係る差金は、同一正会員等の先物取引に係る総支払金額と総受入金額の差引額を、差額の生じた日から起算して4日目の日において、本所を通じて授受するものとする。この場合において、金銭を支払う正会員等は、当該金銭の授受を行う日の午後1時まで、金銭を受領する正会員等は、当該金銭の授受を行う日の午後3時に、金銭の支払い又は受領しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引における値洗い及び最終決済に伴う差金の授受は、その他の取引(現物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引)の金銭の授受と総括清算する。
(3) 先物取引に係る最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった先物取引に係る建玉については、取引最終日の翌日から起算して4日目の日(最終決済期日)において、本所を通じて授受するものとする。この場合において、金銭を支払う正会員等は、当該金銭の授受を行う日の1時まで、金銭を受領する正会員等は、当該金銭の授受を行う日の午後3時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 	
IV 先物取引における顧客の決済		
1 決済のために授受する金銭	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引において、顧客と正会員等との間で決済のために授受する金銭は、決済により確定した差損益(売約定指数と買約定指数との差に相当する額又は約定指数と最終清算指数との差に相当する額)を計算上の利益の払出額に応じて調整した額とする。 	
2 決済時限	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引において、顧客が決済を行う場合に支払うべき金銭の額が生じたときは、当該額の金銭を、転売又は買戻しを行った日又は取引最終日の翌日から起算して4日目の日の午前9時までに、正会員等に差し入れるものとする。 	
V 建玉及び決済について		
1 建玉	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付け及び買付けはそれぞれ建玉として算定する。 	
2 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> 転売又は買戻しを行った場合には、正会員等が、その旨を本所に申告するものとし、本所は、当該申告に係る数量を、決済分として、当該正会員等の建玉から減じるものとする。 転売又は買戻しの申告は、当該転売又は買戻しを行った日の午後4時40分(半休日においては午後0時40分)までに行うものとする。 	
3 委託取引に係る建玉の申告	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、各限月取引について、委託取引に係る建玉及び各顧客の売り買い差引建玉を売り買い毎に全顧客合計した建玉を、翌日の正午までに本所に申告するものとする。 	
4 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終決済期日において最終清算指数による決済を行うものとする。 	
(1) 最終清算指数	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算指数は、取引最終日の翌日における業種別株価指数各構成銘柄の始値に基づいて算出した特別な株価指数(スペシャル・クォーターション)とする。 	
(2) 最終決済に伴う差金の授受	<ul style="list-style-type: none"> 最終決済に伴う差金(取引最終日の清算指数と最終清算指数との差に相当する金銭)の授受は、同一正会員等の支払金額と受入金額の差引額を最終決済期日に本所を通じて行うものとする。 	
VI 決済履行確保の基金について	<ul style="list-style-type: none"> 違約損失補償基金制度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券オプション取引と同様とする。
VII 委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> 現行の株価指数先物取引と同様とする。 	
VIII 定率会費又は定率負担金	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付け、新規の買付け、転売、買戻し及び最終決済に係る各取引契約金額の合計額の万分の0.08とする。 	
IX 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 本所の正会員及び先物取引等特別参加者とする。 	

資料 3

業種別株価指数オプション取引制度要綱

項 目	内 容	備 考
I 取引の仕組みについて		
1 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> • 取引の対象は、以下に掲げる株価指数(以下「業種別株価指数」という。)のそれぞれに係るプットオプション及びコールオプションの2種類とする。 (1) ハイテク指数(東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により電気機器及び精密機器に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。) (2) フィナンシャル指数(東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により銀行業に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。) (3) コンシューマー指数(東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により小売業及びサービス業に分類された本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、本所が算出するものをいう。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 構成銘柄数 ハイテク指数 40銘柄 フィナンシャル指数 25銘柄 コンシューマー指数 40銘柄 • 銘柄数については、カバー率(構成銘柄の業種全体に対する時価総額比率)等の状況を勘案し構成銘柄数を変更することがある。
2 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> • 直近2か月の各月と当該月以外の3月、6月、9月及び12月のうち2か月の各月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)を取引最終日とする4限月取引制とする。 • 各限月取引の期間は、3月、6月、9月及び12月の各限月取引については8か月とし、その他の限月取引については2か月とする。 • 直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)を新たな限月取引の取引開始日とする。 • 本所が必要と認める場合には、限月取引の数、期間、取引開始日及び取引最終日を変更することができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の株券オプション取引と同様とする。
3 権利行使価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利行使価格 <ul style="list-style-type: none"> • 権利行使価格は、業種別株価指数の数値を基準として設定する権利行使価格につき、3月、6月、9月及び12月の各限月取引に設定する権利行使価格は1,000円刻みで設定する1,000円の整数倍の数値とし、その他の限月取引に設定する権利行使価格は500円刻みで設定する500円の整数倍の数値とする。 ただし、本所が必要と認める場合は、権利行使価格の刻みを変更することができる。 (2) 権利行使価格の新規設定 <ul style="list-style-type: none"> • 新たな限月取引に設定する権利行使価格は、取引開始日の前日における最終の業種別株価指数の数値に最も近い権利行使価格を中心に上下2種類ずつ合計5種類設定する。 ただし、本所が必要と認める場合には、権利行使価格の数を変更することができる。 (3) 権利行使価格の追加設定 <ul style="list-style-type: none"> • 権利行使価格の刻みに従って、毎日の最終の業種別株価指数の数値に最も近接する権利行使価格を基準として当該権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格が1種類以下となった場合は、当該権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ常に2種類以上となるよう追加設定を行う。 ただし、追加設定する日が、取引最終日と同一の週に属するときは、追加設定を行わないものとする。 	

項 目	内 容	備 考
4 取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> 3月, 6月, 9月及び12月の各限月取引については, 当該限月取引の期間が3か月となった時点から, 500円刻みで前日の最終の業種別株価指数の数値に最も近接する権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格が2種類以上となるよう追加設定を行う。 個別競争取引とする。 	
5 立会方法		
(1) 立会時間	<ul style="list-style-type: none"> 午前立会は午前9時から11時までとし, 午後立会は午後0時30分から3時10分までとする(半休日においては, 午前9時から11時10分までとする。) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の日経平均株価指数オプション取引と同様とする。
(2) 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムによる取引とする。 	
6 取引単位, 呼値及び値幅制限		
(1) 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> 取引単位は, 業種別株価指数の数値に1,000円を乗じて得た額を1単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の日経平均株価指数オプション取引と同様とする。
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は, 成行及び指値とする。 呼値の単位は, 5円とする。 	
(3) 値幅制限	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は, 本所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。 値幅の限度は, 前日の最終の業種別株価指数の5%程度を目安とした一定幅とする。 本所は, 必要に応じて, 呼値の制限値幅を変更することができる。 	
7 取引の一時中断措置	<ul style="list-style-type: none"> 業種別株価指数先物価格が, 一定の値幅を超えて上昇(又は下落)し, かつ, 先物理論価格を一定の値幅を超えて上回っている(又は下回っている)場合において, 業種別株価指数先物取引を一時中断するときは, 同時にこれに対応する限月取引に係る業種別株価指数オプション取引を一時中断する。 	
8 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> 本所は, 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には, 取引又はその受託に関し, 次の措置を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 取引代金の決済日前における預託の受入れ g 業種別株価指数オプション取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等) h 建玉制限 	
II 取引代金の授受について	<ul style="list-style-type: none"> 取引代金の授受は, 同一正会員等の支払金額と受入金額の差引額を, 売付け又は買付けを行った日から起算して4日目(休業日を除外する。以下, 日数計算について同じ。)の日に本所を通じて行うものとする。この場合において, 金銭を支払う正会員等は, 当該金銭の授受を行う日の午後1時までに, 金銭を受領する正会員等は, 当該金銭の授受を行う日の午後3時に, 金銭を支払い又は受領しなければならない。 買方顧客は, 取引代金を, 買付けを行った日から起算して4日目の日の午前9時までに正会員等に差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引代金及び権利行使に伴う差金の授受は, その他の取引(現物取引, 株価指数先物取引及び株券オプション取引)の金銭の授受と総括清算する。
III 証拠金について		
1 委託証拠金		

項 目	内 容	備 考
(1) 委託証拠金の所要額	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金の所要額は、銘柄毎に以下のとおり計算した額の合計額以上とする (証拠金算定基準値段×1,000円+X万円)×(売建玉-買建玉) ※売建玉が買建玉を上回る場合 	<ul style="list-style-type: none"> X万円は過去一定期間の先物価格の変動をもとに設定する。 他の株価指数オプション取引、株価指数先物取引及び株券オプション取引と合わせて計算するものとする。
(2) 委託証拠金の差入れ時限	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金は、売付けを行った日から起算して3日目の日の正午までに、顧客が正会員等に差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「正会員等」とは、正会員又は先物取引等特別参加者をいう。
(3) 委託証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。ただし、計算上の損失額に相当する委託証拠金は金銭により差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託証拠金を有価証券により差し入れる場合の当該有価証券の評価は、差し入れる日の前日の終値により行う。
(4) 受入証拠金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 受入証拠金は、先物・オプション取引について顧客から差し入れられた金銭又は有価証券の額に、先物取引における計算上の損益額を加減し、顧客の負担すべき額で正会員等が必要と認める額を差し引いて計算するものとする。 計算上の損益額（計算上の利益額又は計算上の損失額）は、先物取引における相場の変動に基づく利益とその損失の差引額から計算上の利益の払出額を差し引いた損益額（利益額又は損失額）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「先物・オプション取引」とは、株価指数オプション取引、株価指数先物取引及び株券オプション取引をいう。 受入証拠金を計算する際の有価証券の評価は、計算する日の前日の終値により行う。 計算上の損益額はすべての建玉について計算する（取引当日から計算開始）。
(5) 委託証拠金の引出しの制限	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、受入証拠金が所要額を上回る場合を除き、顧客から委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならないものとする。 	
(6) 計算上の利益の払出し	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、先物取引における相場の変動により顧客に計算上の利益額が生じた場合において、受入証拠金が所要額を上回るときは、その超過額を限度として当該計算上の利益額を顧客の請求に応じ金銭により払い出すことができるものとする。 	
(7) 委託証拠金の追加差入れ	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、顧客の受入証拠金が所要額を下回った場合又は現金不足額が生じた場合には、受入証拠金と所要額との差額又は現金不足額のいずれか大きい額に相当する委託証拠金を、当該差額又は現金不足額が生じた日から起算して3日目の日の正午までに顧客に追加差し入れさせるものとする。 この場合、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券により代用することができないものとする。 現金不足額は、顧客から差し入れられた金銭の額から先物取引における計算上の損失額を差し引いた不足額とする。 委託証拠金の追加差入れが必要となっている場合において、国内の他の証券取引所の先物取引・オプション取引において受入証拠金が所要額を上回っている場合又は計算上の利益の払出しが可能である場合には、委託証拠金の不足額と他の先物取引・オプション取引の委託証拠金の余剰額又は計算上の利益の払出し可能額とを通算できるとし、通算後なお追加差入れが必要となるときに限り、通算後の不足額に相当する委託証拠金を追加差し入れさせれば足りるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「先物取引」とは、株価指数先物取引及び国債先物取引をいう。 「オプション取引」とは、株価指数オプション取引、株券オプション取引及び国債先物オプション取引をいう。

項 目	内 容	備 考
2 取引証拠金		
(1) 取引証拠金の所要額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して計算するものとする。 ・ 自己取引に係る取引証拠金は、銘柄毎に以下のとおり計算した額の合計額以上とする。 (証拠金算定基準値段×1,000円+X'万円)×(売建玉-買建玉) ※売建玉が買建玉を上回る場合 ・ 委託取引に係る取引証拠金は、銘柄毎に以下のとおり計算した額の合計額以上とする。 (証拠金算定基準値段×1,000円+X'万円)×(売超顧客の売超建玉を全顧客合計した建玉) ・ 正会員等は、本所の請求に応じて顧客毎の証拠金額を本所に申告するものとする。 ・ 証拠金算定基準値段は、その日の最終の約定値段(最終気配値段含む。)とし、その日に約定値段がない場合は直近の日の最終の約定値段とする。ただし、その日の最終の約定値段又は直近の日の最終の約定値段が、本質的価値(権利行使価格とオプション清算指数との差をいう。以下同じ。)に満たないときは、当該本質的価値をもって証拠金算定基準値段とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数オプション取引、株価指数先物取引及び株券オプション取引と合わせて計算するものとする。 ・ X'万円は、委託証拠金におけるそれと同額とする。
(2) 取引証拠金の預託方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して預託するものとする。 ・ 委託取引に係る取引証拠金は、顧客が委託証拠金として差し入れた金銭又は代用有価証券そのものを預託するものとする。ただし、顧客の書面による同意を得た場合又は差入日から起算して3日を経過していない場合には、正会員等が保有する金銭又は代用有価証券に差し換えて預託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引について合算して預託するものとする。
(3) 取引証拠金の預託時限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、売付けを行った日から起算して4日目の日の正午(半休日においては、午前11時)までに、本所に預託するものとする。 	
(4) 取引証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金を有価証券により差し入れる場合の当該有価証券の評価は、差し入れる日の前々日の終値により行う。
(5) 取引証拠金の追加預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正会員等は、現に預託されている自己取引に係る取引証拠金又は委託取引に係る取引証拠金がそれぞれの所要額に満たない場合には、当該不足額以上の額を取引証拠金として当該不足額が生じた日から起算して4日目の日の正午(半休日においては、午前11時)までに、本所に追加預託しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の評価は、計算する日の前々日の終値により行う。
IV 権利行使について		
1 権利行使日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使日は、各銘柄の取引最終日の翌日とする。 	
2 権利行使の申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買方正会員等が、権利行使を行おうとする場合は、銘柄毎に権利行使数量を権利行使日の午後4時40分までに本所に申告するものとする。 ・ 権利行使日において3円以上の本質的価値を有する銘柄については、買方正会員等から権利行使の申告が行われたものとして取り扱う。 	

項 目	内 容	備 考
3 権利行使の割当て	<ul style="list-style-type: none"> 買方顧客は、権利行使を行おうとする場合には、権利行使日の午後4時までに、銘柄及び権利行使数量を正会員等に指示するものとする。 本所は、権利行使の申告を受けた場合には、権利行使日に、売方正会員等に割当てを行い、当該売方正会員等に割当てに係る内容を通知する。 	
4 権利行使に伴う差金の授受	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使に伴う差金(権利行使価格と特別清算指数の差に相当する金銭)の授受は、権利行使を行った買方正会員等と権利行使の割当てを受けた売方正会員等との間で、権利行使日から起算して4日目の日において、本所を通じて授受するものとする。この場合において、金銭を支払う正会員等は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する正会員等は、当該金銭の授受を行う日の午後3時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。 特別清算指数とは、取引最終日の翌日における業種別株価指数各構成銘柄の始値に基づいて算出した特別な株価指数(スペシャル・クォーターション)をいう。 権利行使の割当てを受けた顧客は、権利行使日から起算して4日目の日の午前9時までに、権利行使に伴う差金を正会員等に差し入れるものとする。 	
5 権利の消滅日時	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使日における権利行使の申告時限までに権利行使の申告が行われなかった業種別株価指数オプションは、自動的に消滅する。 	
V 建玉及び決済について		
1 建玉	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付け及び買付けはそれぞれ建玉として算定する。 	
2 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> 転売又は買戻しを行った場合には、正会員等が、その旨を本所に申告するものとし、本所は、当該申告に係る数量を、決済分として、当該正会員等の建玉から減ずるものとする。 転売又は買戻しの申告は、当該転売又は買戻しを行った日の午後4時40分(半休日においては午後0時40分)までに行うものとする。 	
3 委託取引に係る建玉の申告	<ul style="list-style-type: none"> 正会員等は、各銘柄について、委託取引に係る建玉及び各顧客の売超建玉を全顧客合計した建玉を、翌日の正午までに本所に申告するものとする。 	
VI 決済履行確保の基金について	<ul style="list-style-type: none"> 違約損失補償基金制度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券オプション取引と同様とする。
VII 委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> 現行の株価指数オプション取引と同様とする。 	
VIII 定率会費又は定率負担金	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る各取引代金並びに権利行使により授受する金額の合計額の万分の4.0とする。 	
IX 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 本所の正会員及び先物取引等特別参加者とする。 	